

平成30年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成30年12月17日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時26分

場所 第3委員会室

出席委員 岡地優委員長
金子勝副委員長
新井一徳委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、長峰宏芳委員、田並尚明委員、
福永信之委員、井上航委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
高柳三郎総務部長、岩田英久税務局長、高橋謙総務部副部長、
秋山栄一契約局長、表久仁和人事課長、穴戸佳子職員健康支援課長、
中村哲哉文書課長、廣川達郎学事課長、原口誠治税務課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和美統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、若松孝治行政監察幹、伊田恒弘入札課長、
小高巖入札審査課長、大久保修次県営競技事務所長

澁澤陽平秘書課長

武藤彰人事委員会事務局長、
野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大山澄男任用審査課長

[県民生活部関係]
矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、杉野勝也県民生活部副部長、
大浜厚夫県民生活部副部長、風上正樹参事兼防犯・交通安全課長
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
發知和弘県政情報センター所長、浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、
岸田正寿青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
田中誠消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第113号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	修正可決
第116号	指定管理者の指定について（埼玉県県民活動総合センター）	原案可決
第127号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	修正可決
第128号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第129号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

請願番号	件名	結果
議請第14号	教育負担の公私格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択
議請第17号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書	不採択
議請第20号	高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願のうち第2項	採 択

所管事務調査（総務部関係）

職員倫理規定の見直しについて

報告事項（県民生活部関係）

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針（案）について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

新井委員

- 1 さきの井上将勝議員の一般質問において、知事は、これまで一般職員との均衡により特別秘書の給料を決定していると答弁された。確認するが、これは地方公務員法第24条2項でうたわれている均衡の原則で間違いはないか。
- 2 やはりさきの横川雅也議員の一般質問において、特別職の秘書だけに単身赴任手当と勤勉手当を支給する理由について、国家公務員の秘書官に準じたからとの答弁があった。今回、特別職の中で、なぜ特別秘書にだけ単身赴任手当及び勤勉手当を支給することにしたのか。
- 3 井上将勝議員の一般質問で、知事は、特別秘書には勤務時間の定めがないと発言されていたが、勤務時間の定めがない職員に対して、勤務成績をどう判定するのか。どのような基準で、誰とどう比較するのか。

人事課長

- 1 知事答弁にあった均衡の原則は、地方公務員法第24条第2項を受けたものではない。提案している特別職の期末手当の引上げについては、国の特別職に準じて引き上げさせていこうというものである。我々の給与一般の原則として、国などとの均衡を図るべきという原則があるので、均衡の原則という言葉を使わせていただいた。
- 2 手当についても、国家公務員の秘書官に準じることで適切な処遇を図れるものと考えた。勤勉手当については、国に確認したところ、秘書官は勤務評定が可能であり、それによって処遇に反映できるということであった。単身赴任手当も支給要件に合致すれば出せるということであった。
- 3 勤務成績の判定については、出勤状況だけでなく、仕事の成果や職務遂行を通じて発揮された能力、執務の姿勢などを基準に、現在でも知事が評定をしている。比較に関しては、県職員の中の誰かほかの職員との比較というのは難しい。任命をしている知事の評価によって評定をしていくことを考えている。

新井委員

- 1 本来均衡を図るべきは、国家公務員の秘書官ではなく、ほかの自治体の特別秘書なども対象となると考えるがどうか。
- 2 勤務成績に関しては、横川雅也議員の一般質問に対し、国家公務員の秘書官は勤務評定が可能であると国に確認した、との答弁があった。具体的に何をどう確認したのか。
- 3 国家公務員の秘書官の勤務評定が可能として、それを根拠に特別秘書の勤務評定が可能になるとは言えないと思うがどうか。また、特別秘書には政務もあるが、政務に関する勤務成績はどのように判定して給与に反映させるのか。

人事課長

- 1 ほかの自治体を調べたが、規定の仕方はばらばらで、一番多かったのが今回分りにくい指摘をいただいた「一般職の職員の例」という規定であった。それでは課題の解決にならないので、国に準拠していくことを考えた。
- 2 総務省に訪問、電話をし、確認をした。総務省からは、通常、特別職については勤務

成績が給与面だけではなく任用面で反映をされるが、秘書官については勤務成績を給与面で反映できるため、との回答をもらった。

- 3 勤務評定については、政務と公務で分けるのではなく、仕事の成果・手順や職務遂行の過程の適正さ、職務を通じて発揮された能力と執務姿勢などを総合的に評価している。現在でも、一般職の職員の例によりという規定に基づいて参考とする給与の額を算定するに当たり、一般職員同様、5段階の成績区分の内、どの区分かということを知事が判定している。勤務成績の判定が可能か不可能かということであれば可能ということで、現在でも勤務成績の判定をしている。

新井委員

- 1 要望や陳情の処理以外で、国家公務員の秘書官と特別秘書の業務に類似点というのは実際にあるのか。
- 2 特別秘書が各部局の調整を行っている様子を見たことがないが、具体的にどのような実績をあげているか。

人事課長

- 1 最大の類似点は、政務がその業務に含まれるということである。特別秘書が特別職として規定されているのは、勤務時間の定めがないこともあるが、政務がその業務に含まれているということが理由である。一般職では政治的行為の制限を受けるので、特別秘書を特別職としている。国家公務員の秘書官も政務を行っているというところが最大の類似点である。国家公務員の秘書官も省内の会議や国会対応にかかわる打合せ等に同席をしていると聞いている。また、特別秘書についても庁議や服務などの会議等の同席や、各種会合への随行、また知事の代理出席なども行っていると聞いている。類似性はあるものと思っている。

秘書課長

- 2 特別秘書は、国会議員や県議会議員、市町村長、企業・団体などからの要望があった場合の連絡調整といった公務あるいは政務に従事しており、事案によっては各部局との調整を行うこともある。通常陳情・要望等であれば担当する部局が行い、先日の横川雅也議員の一般質問での答弁のとおり事案によっては副知事が調整を行うことが一般的である。通常でない事案、例えば、陳情・要望の内容どおりに担当部局が動いてくれない、毎年要望しているが一向に進展がみられない、などといった要望している側にしてみればこじれている事案や、陳情・要望の中身が整理されておらずどこに要望すればよいか分からないといった前裁きが必要な事案などが、特別秘書に相談があると聞いている。道路整備に関する陳情要望が一番多い。具体的には、担当部局としては時期尚早であり直ぐに対応することは困難であるといったものが、特別秘書のところには相談があったりするようである。そのような場合、先方の話をよく聞いた上で、場合によっては一度担当部局に返したり、あるいは部局の言うとおりのことであれば、改めて日程調整をして、特別秘書本人が団体の方々と会って話を聞くなどしている。団体の方々は特別秘書に話を聞いていただいたと納得して帰られるそうである。これが実績と言えるかどうか分からないが、団体の方々に納得していただいたという点については特別秘書としての職責を果たしていると考えている。

新井委員

今回の一般質問や委員会審査を踏まえても、短絡的に国家公務員の秘書官の給与を準用しているだけのようにしか考えられない。特別秘書は、国家公務員の秘書官と業務内容が異なると感じる。再度伺う。単身赴任手当及び勤勉手当を支給すべきではないと考えるが、支給する根拠は何か。

人事課長

繰り返しの答弁になってしまうが、政務が含まれるという点で本県の特別秘書の業務は国家公務員の秘書官の業務と類似していると考えている。一般職の給与制度も国に準拠しており、業務が類似しているということで国の秘書官の給料表を使用することを考えた。単身赴任手当及び勤勉手当が支給できるようになることについては、手当も含めて国と同じ制度にすることが全体としての適正な処遇につながると考えており、そこが根拠である。

神尾委員

- 1 ただ今の質疑で特別秘書と国家公務員の秘書官で業務に類似性があると答弁があったが、特別秘書が政務を行った場合に記録は取っているのか。
- 2 特別秘書の給与に関して、執行部の答弁は一貫性が欠けている。これまで執行部は、特別秘書は部長級相当の職責を果たしているから部長級職員の給与を参考に給与額を決定していると答弁してきた。したがって、一般職の部長級の給料表をベースとした改正案を考える必要がある。なぜ国家公務員の秘書官の給与体系を取り入れたのか。

秘書課長

- 1 詳細については確認をしていない。ただ、政務という事柄の性質上、記録に残しにくいものもあると考える。また、各部局との連絡調整に係るものは、各部局でその処理の記録を残しているものと理解している。

人事課長

- 2 これまでは「一般職の職員の例による」という条例の規定に基づいて、一般職の職員に準じた形だった。しかし、分かりにくいという議会や監査の指摘を踏まえ、職務が類似している国家公務員の秘書官に準ずる全く新しい制度を提案させていただいた。

神尾委員

ほかの自治体の特別秘書の給与については、ばらばらで統一性がないという答弁があった。それならば埼玉県独自の給与体系をとってもよいのではないかと。

人事課長

埼玉県独自の給与も検討したことは確かであるが、根拠のある給料額にすることが難しかった。また、給与制度は均衡の原則があるため、一番均衡を図るべきということで、政務がある国家公務員の秘書官に準ずるべきと考えた。

金子副委員長

- 1 特別職については、ほかの一般職とは違って特定の業務に任用するので、12もの号給に細分化された給料表を用意する必要はないと思われるがいかがか。
- 2 12号給まで分類を細分化すると、現在よりも知事の裁量がより大きくなるのではな

いかとの懸念があるがいかがか。

- 3 より分かりやすくという趣旨の改正であれば、知事や副知事と同様に定額制にすべきではないか。

人事課長

- 1 国家公務員の秘書官については、様々な業務が想定されることから、給料表に幅を設けているとのことであった。特別秘書の業務についても、例えば他県では政務に係る随員秘書のような業務しか行わせていない団体もあり、本県の特別秘書の業務も今後変わる可能性がある。そのため、新しい制度を導入するに当たりどのような業務でも対応できるように給料表に幅を設けた。
- 2 給料表を明示することで、その額以外には決められないため、知事の裁量が大きくなるとは思っていない。
- 3 今と同様の困難な業務をさせないことも今後は想定し得るので、定額よりも、ある程度幅を持っていた方がよいと考えている。

金子副委員長

- 1 国家公務員の秘書官であれば、様々な省庁があるので各大臣の意向により業務が大きく変わる可能性があるのは理解する。一方、1人しかいない知事の特別秘書の業務が大きく変質することは余り想定しづらいと考えるがいかがか。
- 2 給料を細分化するに当たって、級別の職務基準は十分に調査しているのか。

人事課長

- 1 知事によって特別秘書の使い方が変わる可能性がある。できるだけ安定的に制度を運用したいと思っており、どのような場合も想定できるように幅を設けた給料表を提案した。
- 2 一般職についても、級別の職務基準はあるが号給に関しては設定していない。年収換算で一般職と比較して部長級相当などの水準的な区分をすることはできるが、国においても号給ごとの職務基準は規定していないと聞いており、本県においても規定する予定はない。

田並委員

- 1 特別秘書の給与制度については、昭和47年度から運用されているが、なぜ今変える必要があるのか。
- 2 第129号議案に関して、看護師などの夜間看護手当については、民間と同じくらいの金額なのか。

人事課長

- 1 9月定例会において、議会に報告された監査結果の中で、執行部に対して特別職給与条例の改正を検討すべきとの意見を頂いた。また、議会でも条例改正を検討することとの決議があり、これらを踏まえたものである。
- 2 夜間看護手当は、基本的に人事委員会の勧告に基づいており、国にも準拠している。民間については、日本看護協会の調査によると、2交替制では11,000円弱くらいと聞いている。深夜22時から5時までの勤務に対して支払われる夜間勤務手当と改正条例案の夜間看護手当を合わせると10,400円くらいなので、民間と大きな差はな

いと思っている。

田並委員

今までの特別秘書の給与制度に違法性があったのか。

人事課長

違法性はなかったと思っているし、監査の指摘もそうだったと認識している。しかし、分かりにくいとの指摘を頂いたので、条例の改正案を提案した。

井上委員

- 1 部下がいなくても管理職手当は支給できるという認識でよいか。
- 2 他県で特別秘書の給与額が定額で定められている例はあるか。
- 3 職員の給与について、過去に埼玉県において議会から金額を明記した条例提案がなされ成立した事例はあるか。また、他県においても同様の事例はあるか。
- 4 今回の提案された条例案では、将来、特別秘書が交代した場合に改正の必要はあるか。
- 5 監査結果報告書の17ページに、現行の条例は「給与条例主義に抵触することはないと判断した」と記載がある。この文言を踏まえて、現行の特別秘書の給与制度について、違法性はないという認識でよいか。

人事課長

- 1 管理職手当とは、管理又は監督の地位にあるもののうち困難性等がある場合に支給できるものである。監督とは部下の監督をいうが、管理とは業務執行に当たって相当の権限を有し、処理する立場にあるものとされている。管理職手当の支給の可否は、部下の有無に直接関連するものではない。
- 2 他県において、条例で特別秘書の給与を定額で定めている例はない。
- 3 知りうる限り埼玉県でそのような事例はないが、手元に資料がない。他県については不明である。
- 4 今回の改正案は給料表を設けているため、特別秘書が替わった場合でも対応できるものと考えている。
- 5 違法性はないと認識している。

井上委員

私が埼玉県における過去の事例を調べた限り、職員の給与が議会提案で成立した事例はなかった。埼玉県の実例については多少なりとも明言できると思うがいかがか。

人事課長

漏れがあると分からないが、事例があったという認識はない。

松坂委員

- 1 知事が特別秘書に求めるものによって仕事、給与も変わってくると思うが、過去に特別秘書を複数配置していたことがあるか。
- 2 特別職の期末手当について国と均衡を図るとあるが、国はどういった基準で算定しているのか。また、職員の給与については、人事委員会の勧告による改定ということだが、基準となるものは何か。

人事課長

- 1 過去2名体制ということはあった。2名体制では、それぞれで業務が異なる可能性があることから、今回給料表を提案した。
- 2 一般職については、人事委員会や人事院においても、民間企業の給与を調べた上でということである。特別職についても、民間の役員等に準拠して国が判断したものと思っている。

松坂委員

民間企業は大手企業だと思うが、企業規模が50人以上などといった算定の基準があるのか。

人事課長

いわゆる、人事委員会、人事院で行っている民間企業の給与実態調査の制度の概要であるが、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上、埼玉県の場合は県内の民間事業所から抽出をして調査をしているというものである。

福永委員

- 1 特別秘書の給料表については大臣の秘書官に倣うという話だが、大臣は1年前後で変わるのに対し、知事は最低4年続く。今の知事は15年半である。国家公務員という大臣秘書官に準拠した規定としたこと自体が間違いだと思うが、在任時間についてのことを考えた上で提案したのか。
- 2 団体の会合に特別秘書が知事代理で出席しているという答弁があったが、私が出席したものでは、特別秘書が出た会合は上田知事就任以来15年間で1回しか経験がない。団体の会合への代理出席とは具体的にどういうものがあったのか。
- 3 特別秘書は政務では県議会議員とどのように関わっているのか。
- 4 特別秘書の政務の内容について、今後把握していくつもりはあるか。
- 5 陳情・要望などの困難な事案については特別秘書が各部局と調整していると言うが、総務部の事案で具体的にはどういうものがあるか。
- 6 日程管理については秘書がいると思うが、知事室には職員が何人いるのか。
- 7 特別秘書でなければ把握できない日程というのはどれくらいあるのか。
- 8 特別秘書の政務に関して、公用車の利用や交通費、備品の購入などはどういう扱いになっているのか。

人事課長

- 1 国家公務員の秘書官を準拠したのは、政務があるという業務の類似性に着目したものである。任期の多寡によって判断をしたのではなく、あくまで業務の性質で判断した。

秘書課長

- 2 今年度の例では、「埼玉県いけばな連合会総会・懇親会」、「ミス・アース埼玉大会2018」などに知事の代理として出席している。
- 3 政務に関しては、会派によって濃淡がある。接点のない会派もあれば、いろいろな相談を受ける会派もあるようである。また、県政報告会において、県の取組についての講演などの部分で県議会議員と関わりがあると認識している。

- 4 公務に係る各団体との会合等については把握しているが、政務については機密事項などもあり秘書課としても把握できない部分がある。指摘を頂いたので、特別秘書とも連携を密にして、政務の内容を極力把握するよう努めてまいりたい。
- 5 最近の事案では、県庁の代表電話は「824-2111」であるが、ある業者から所有している「824-1111」の電話番号を買ってくれないかという話が特別秘書を通じて管財課にあった。提示された額が高額だったこともあり、県としては番号を買うということは難しく断ったが、特別秘書が業者と連絡調整を行い、最終的には無償で県に寄付をするということでまとまった事例がある。
- 6 知事秘書担当は、秘書課長以下6人の職員である。
- 7 統計等とはっていないが、各種団体との会合等については、ある程度の割合が特別秘書が調整しているものである。
- 8 公務であれば公用車を使うこともあるし、旅費も支給しているが、政務については公用車を一切使わず、旅費も支給していない。備品などその他についても同様である。

福永委員

- 1 公務の場合は、公用車を利用し、旅費も支給しているとのことであるが、年間でどれくらいの金額になるのか。
- 2 特別秘書が知事代理で出席した団体の例として、もう少し政務的なものはないのか。

秘書課長

- 1 公用車の利用については、年間4～5件程度と記憶している。旅費の支給実績は、平成28年度が26件で19,818円、平成29年度が29件で34,774円、平成30年度が6月末の実績となるが9件で7,510円である。
- 2 政務ということでは、国会議員の国政報告会、政治資金パーティーなどの会合に出席していると聞いている。

長峰委員

特別秘書の政務に関して、神尾委員の質問の際には、記録がないとの答弁だったが、福永委員の質問に対する答弁では、かなり記録を取っているという印象を受けた。記録を取っているのかどうか、はっきりしてほしい。

秘書課長

神尾委員の質問については、陳情・要望の記録を取っているかどうかという質問と理解した。これについては、政務の内容上、記録を取っていないということで答弁させていただいた。福永委員の質問に対する答弁については、陳情・要望の処理ではなくて、特別秘書が知事代理で出席するような各種団体の会合に関する質問と理解し、これについては秘書課で把握しているということを申し上げた。説明が不十分で大変申し訳なかった。

長峰委員

国会議員の秘書は毎日の行動を記録して、1週間程度分をまとめて議員に提出しているのが常である。記録を取っていないということであれば、特別秘書は多忙な知事にどうやって報告をしているのか。特別秘書は、政務でも記録を取って知事に文書で報告するのが通常なのではないか。

秘書課長

特別秘書が知事代理で各種会合に出席した場合の知事への報告は、文書ではなくて口頭で行っている。実際、特別秘書と知事は非常に緊密に連絡を取っており、知事室に入らない日はない、というくらい毎日、日によっては1日数回知事室に入っている。こうした中で代理出席した会合の結果等について、知事に逐一報告していると、特別秘書から聞いている。

長峰委員

福永委員の質問に対する答弁の中で、特別秘書の日程については機密事項があるとの話があったが、政務の中でどこからどこまでが機密事項なのか。機密事項とは何なのか。

秘書課長

機密事項の内容は把握していない。政治的な度合いが高いこともあり知らされていないのが実情である。具体的な内容を申し上げられず申し訳ない。

長峰委員

特別秘書の年収は高額になる。知事も高額な年収で特別秘書を置いているのだから、言える部分と言えない部分があると思うが、県民に分かりやすく記録を取っておくべきだと思う。意見として申し上げておく。(意見)

【長峰宏芳委員ほか3名から提出された第113号議案及び第127号議案に対する修正案の説明】

新井委員

本県の特別秘書の給料について、ほかの特別職と同様、定額で給料の月額を定めることが適切であると考え、長峰委員、神尾委員、中屋敷委員、そして私との連名で修正案を提出させていただいた。

まず、お手元に配布した資料について説明させていただく。第113号議案に対する修正案と第127号議案に対する修正案の2セットである。まず、それぞれ、「修正案」と、知事提出議案と修正後の議案を比較した「修正案対照表」があり、最後に、参考として、現行と修正後の新旧対照表をお付けした。右上に「修正案の溶込後(当初分)」と四角枠で囲ってある新旧対照表を御覧いただきながら、説明を聞いていただければと思う。それでは、本修正案について説明させていただく。

まず、定額とした理由であるが、本来、特別職の職務は定量的に測れるようなものではなく、特別職の給料は一般職と異なり、職務の対価として定められるべきものである。ほかの特別職を見ても、知事や副知事、常勤の監査委員など、年齢や経歴が異なっても、その給料は条例上、定額で定められている。また、本県でこれまで特別秘書になった方を顧みても、任命されるのは一人又は二人であり、年齢や経歴によって、その職務の複雑、困難又は責任の度が左右されるものではないと考える。このため、ほかの特別職と同様に定額で定めることとした。

次に、金額設定の理由であるが、平成30年2月の予算特別委員会やさきの9月定例会における監査結果報告において、執行部から「特別秘書の職務と責任は部長級に相当する」との説明があった。このため、特別秘書の職務の複雑、困難又は責任の度を勘案し、一般職の給料表9級の最大号給に給料の調整額の上限である100分の25を加えた金額とすることとした。

最後に、手当については、知事や常勤の監査委員などほかの特別職に支給していない勤勉手当及び単身赴任手当を、あえて今回、知事特別秘書にのみ支給する特段の事情が認められない。このため、手当については現行条例のままとすることとした。

以上の理由から、第113号議案の修正案として、特別秘書の給料を月額65万9千円と定額設定し、手当については現行のままとする修正を提案する。併せて、第127号議案については、新たな給料表を認めず定額にするという第113号議案の修正に伴う規定の整備を行う修正案を提案する。

以上をもって、本修正案の提案理由とする。慎重な審議の上、賛同いただけるようよろしく願います。

【第113号議案及び第127号議案に対する修正案に関する質疑】

田並委員

- 1 井上将勝議員が特別秘書の給与に関して一般質問をした際、知事が、「国家公務員の秘書官の給与制度に準じて給料表を定め、手当を設ける。これにより特別秘書の職務、職責に応じて必要な人材を幅広く任用できる安定的な制度にすることができる」と答弁をした。今回のこの修正案では、特別秘書の給料が固定額になっているが、固定化する理由は何か。
- 2 将来的には、かばん持ちや電話番くらいのスキルの人、あるいはすごいスキルのある人といったように様々な人が特別秘書になることも考えられるが、給料月額を固定化した場合、どのような人に対してもこの給与額を支給することになるのか。
- 3 県職員から内部登用された場合もこの給料額になるのか。

新井委員

- 1 2月の予算特別委員会の総括質疑の際に、知事が「特別秘書の給与には、管理職手当と勤勉手当が含まれております」と発言した。一方、この前の井上将勝議員の一般質問に対する答弁では、「それは間違いで、管理職手当と勤勉手当が含まれている一般職の給料を参考にして出しています」と訂正したが、それが正しいとしても、参考にして決定していると言う以上は、管理職手当等が含まれてないかとの疑念も生じかねない。やはりこの条例については、より明確な形で定めるべきだというのが我々の主張であり、しっかりと定額を定め、そのための根拠もしっかりと示したものである。
- 2 どういった人を特別秘書にするかというのは、あくまで知事の任命の話である。特別秘書の人事は人事案件として我々議会に出てこないものであり、我々が「こんな人間はダメだ」とか言うのは筋が違っていると考えている。

田並委員

県職員から内部登用された場合も・・・。

新井委員

その点も同じで、あくまで任命するのは知事であるので、「あの人はダメだ」とか言う権利を我々は有していないと考える。

田並委員

今回の知事提案の改正案の方が違和感はない。特別秘書は知事が任命するので、固定額ではなく、上限額を定めて、それを超えない範囲で知事が決められるようなやり方の方が

適していると感じるがいかがか。

新井委員

固定額の65万9,000円とした理由であるが、これまで執行部から「部長級の職務と責任に相当する」という説明があったため、部長級相当の9級の給料水準を踏まえてこの固定額として設定した。

井上委員

- 1 人事委員会の勧告で一般職の給料が増減した場合、その都度条例改正の必要があると考えるか。
- 2 月額65万9,000円の数的な根拠は何か。
- 3 他県では特別秘書の給料を定額で定めているところはないが、なぜ定額なのか。
- 4 将来、特別秘書が交代する時に条例を改正する必要があると考えるか。

新井委員

- 1 今回は、特別秘書の給料を設定するに当たり、部長級の職務と責任に相当するとのことであったので、一般職の給料表を参考に算出したものである。ほかの特別職も全て定額で定めているが、一般職と単純に連動していないので、その都度の改正の必要はないと考える。ただし、ほかの特別職の給料を見直すような必要が生じた際には、同様に見直すべきと考える。
- 2 執行部から、特別秘書は部長級相当との説明があったので、9級の最高額である41号給の52万7,100円に、職務の困難さ等を考慮し、調整額分として1.25を掛けて算出した。
- 3 現行条例では、特別職のうち特別秘書だけが「一般職の職員の例により、知事が定める額」となっており、額の明示が全くない。しっかりと定額に改めた方が、疑念を生まざり簡潔明瞭になる。
- 4 今の特別秘書の問題ではなく、制度的な問題で条例を改正すべきというのが修正案を提案した考えであり、特別秘書の交代の都度改正する必要はないと考える。

井上委員

- 1 現行の一般職の給料表を基に金額を算出したのであれば、一般職の給料表が改定される都度、改定する必要があるのではないか。
- 2 調整額100分の25を加えた理由は何か。
- 3 調整額100分の25を適用している県職員はいるのか。

新井委員

- 1 繰り返すが、ほかの特別職の給料を見直すような必要が生じた際には、同様に見直すべきと考える。
- 2 特別秘書の職務の複雑さ、困難さや特殊性を勘案し、給料の調整額の上限がよいと考えた。
- 3 把握していない。

井上委員

- 1 県民に分かりやすく、という監査での指摘を反映したものとなっているか。

- 2 修正案の提案者代表である新井委員は、さきの一般質問において職員給与の年俸制導入の必要性を提案していた。今回、年俸制を提案しなかった理由は何か。
- 3 監査結果報告書では、上限額の在り方にこだわっていた。上限額ではなく、固定額にした理由を改めて伺う。

新井委員

- 1 3の質問と連動するので一緒に答弁する。現行の条例では「一般職の職員の例により知事が定める額」となっており、非常にあいまいで知事の裁量に任せた部分が多い。それに比べると、修正案の方が定額で、さきの答弁のとおり根拠は明確であり、県民に分かりやすいものであると考える。
- 2 私の一般質問とは全く連動しないので答える義務はない。

井上委員

平成30年2月定例会の予算特別委員会で自由民主党が提案して、最終的に付すことが決定した附帯決議では、現行の条例の状態を「地方自治法第204条第3項に定める給与条例主義に抵触する」とした。その後、監査請求に関する動議が提出されたのを受け、監査が行われ、その監査の結果、最終的に「給与条例主義に抵触することはないと判断した」と結論付いた。少なくとも監査はそう言っている。よって、結果的にはあるが、「抵触する」と決め付けた附帯決議は一部事実誤認を含んでいるものであり、それが今も生きた状態になっている。知事はさきの一般質問の答弁において、自身の予算特別委員会での発言を謝罪し、訂正した。今回の修正案の提案に当たり、事実誤認を含んだ附帯決議を提案したことについて、訂正するなり謝罪するなりをするのが議会上の筋論ではないか。

新井委員

誰が誰に謝罪をするのか。その点は理解できない。

井上委員

今回修正案を提案する機会があったので、提案説明の中で触れてもよかったのではないかと考える。「謝罪」というのは知事がしたから使った言葉で、「訂正」というのが正しいかと思う。さきの附帯決議に全く触れず今回提案することは筋が違うと思うので質問した。

新井委員

平成30年2月定例会で、知事は「特別秘書の給与月額には管理職手当分と勤勉手当分を含めております」とはっきりと答弁した。過日の一般質問ではその点を、「管理職手当と勤勉手当が含まれている一般職の職員の給与を参考に決定している」と訂正した。明らかに知事の答弁が変わっているのだから違いは分かるが、何らかの手当が入っているのではないかという疑念がある。そうした疑念が生じないよう明確にしていこうと考えて修正案を提案したもので、その点は理解をいただきたい。

井上委員

特別秘書の人事は知事の任命権の問題であり議会として手は出せないが、議会としてその人事に納得できない場合に特別職の給料条例を改正するという方法論もありうると思う。そうした議会による恣意性を働かせないためには、修正案の固定額ではなく知事提案のように複数の号給が設定されている方がよいと考えるがいかがか。

新井委員

特別秘書の任命権は知事にあり、議会の同意案件ではないので、議会サイドから見てふさわしくない人が選任されたとしても確かに反論はできないと思っている。ただ、我々議員は何かおかしいと感じたら誰もが修正案を出す権利があると思う。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

なし

【付託議案及び第 1 1 3 号議案及び第 1 2 7 号議案に対する修正案に対する討論】

井上委員

第 1 1 3 号議案に対する修正案に反対、原案に賛成の立場から討論させていただく。現行条例による現在の給与支払いは、決して違法でもなく、また給与条例主義に反するものでもない。執行部案が納得いかなければ、修正案を出すのではなく、単純に否決すべきである。その上で、問題点を指摘し、次回定例会までに執行部に再考させるべきである。

福永委員

第 1 1 3 号議案に対する修正案に賛成の立場から討論させていただく。そもそも埼玉県知事の特別秘書の給与を考えるに当たって、職務内容も複雑さも違う国家公務員の秘書官の給与を参考にしたこと自体が根本的に間違いであり、修正案を採用することが妥当である。今回の修正案は定額になっているが、この給与にふさわしい方を知事が選任することを望む。

松坂委員

第 1 2 7 号議案に対する修正案及び原案に反対である。人事委員会の勧告に基づき国と均衡を図ったものとの説明があったが、この制度が始まってから相当の期間があり、経済状況も大きく変化してきている。民間企業の実態調査を踏まえたとは言え、大企業と零細企業とでは大きな差がある。ましてや特別職の期末手当は基礎額が高いため、高額となる。県民の中には貧困層の方も多く、日々の生活にも事欠く方々も多くみられる。そういった痛みの中からも、第 1 2 7 号議案には賛成できない。

第 1 2 8 号議案には賛成である。第 1 2 7 号議案と同様に 5 0 人以上の規模の民間企業を抽出しての調査結果を踏まえてのことだが、大企業と零細企業とでは大きな差がある。原案に賛成しながら、零細企業の実態を把握してもらいたいと申し添えて賛成する。

【請願に係る意見（議請第 1 4 号）】

神尾委員

不採択の考えから発言させていただく。

私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。厳しい財政状況に鑑みると、両者を同時に拡充することを求める本請願には賛成できない。よって不採択とすべきと考える。

松坂委員

賛成する立場から発言させていただく。この請願項目で反対すべき点がないので賛成す

る。

【請願に係る意見（議請第17号）】**中屋敷委員**

不採択の立場から発言させていただく。

消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率の引上げが決定されたものであるため、不採択とすべきと考える。

【請願に係る意見（議請第20号のうち第2項）】

採択の立場から発言させていただく。

埼玉県文化芸術振興基本条例では、県の責務として、「県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする」と規定しており、本請願の願意と合致していることから、採択すべきと考える。

井上委員

総務県民生活委員会に関する部分に対する意見を述べる。

私自身、高校時代は演劇部であった。高校時代にプロの演劇を観て多くの刺激を受けたことを今も覚えている。また、平成28年2月定例会の公社事業対策特別委員会での公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の審査の際に、今回の請願と同趣旨の提言を行った経緯がある。その意味も踏まえ、この請願を強く支持する。

一方、採択に当たり1つ触れておきたいのは、審査内容の請願事項には「2 各市町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい」とある。私が調べたところ現在県が行っている文化芸術活動の支援としては、1、県自らが主催するコンサートを開催し、直接文化芸術を広く県民に届ける、2、文化団体への助成を通じた支援に分かれる。要するに、市町村に補助金を出すなどのスキームはこの分野では余り行われておらず、例えば、埼玉県文化振興基金助成事業などを通して、県が団体を支援したりしている。また、さきに述べた公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団も県立芸術総合高等学校やサポーター会員になった高校への直接観劇の機会を提供している。県以外でも、文化庁、一般財団法人地域創造などでも市町村に補助金を出すというよりは、直接芸術団体を支援する方法が一般的のようである。その上で、例えば、市町村が関わる演劇をはじめとした文化芸術活動を行う際に県が広報等で支援をしているので、一口に県が市町村の取組を支援するといっても様々な方法がある。こうした素地はしっかり踏まえる必要があると申し添えた上で、高等学校における演劇鑑賞機会が増えることを願い、請願に賛成する。

【所管事務に関する質問（職員倫理規定の見直しについて）】**中屋敷委員**

国家公務員倫理規程では、国家公務員が利害関係者とゴルフをすることを禁じている。これは官官接待や談合等の温床だと言われた時期があったため、国はこの形を継続しているものである。オリンピックのゴルフ会場になる本県の倫理規程はどうなっているか。

人事課長

本県の倫理規程では、利害関係者とゴルフを一緒にすること自体は禁止していない。あくまで「関係業者等から遊戯(ゴルフ等のスポーツを含む)又は旅行の供与を受けること」を禁止、要はあくまで供与を受けてはならないということで、ゴルフを共にすること自体は禁止されていない。

中屋敷委員

過去に関係業者とゴルフを行い、職員倫理規程違反で処分された事例はないということ
でよいか。

人事課長

倫理規程を策定してから、規定に違反して懲戒処分を行ったような事例はない。

中屋敷委員

公務員の場合はそうしたところが広くみられてしまうということもあるが、本県としてはオリンピックのゴルフの会場になっていることもあり、生涯スポーツの一つであるゴルフについて、県職員と同じ気持ちでオリンピックの成功に結び付けていきたいと思っている。是非ともそうした観点から、ゴルフの振興にも十分考慮してほしい。(要望)